

2018年6月11日

経済産業大臣
世耕 弘成 殿

平和と民主主義をめざす全国交歓会

共同代表 山川 よしやす

〒536-0016 大阪市城東区蒲生1丁目 6-21

TEL(携帯):090-8536-3170

FAX:06-6934-8112

ていだぬふあ 島の子の平和な未来をつくる会

共同代表 石嶺香織 楚南有香子

日時:2018年6月11日(月) 13時~13時45分

場所:経済産業省 別館1階 108会議室

参加者:

◎経済産業省

- ・くすみ…何も話さず。 所属は大越さんと同じ?
- ・大越健太郎(産業保安グループ 鉱山・火薬類管理官付 企画調整係長)
- ・奥本(?書き取れず、大越の直属上司の女性)

◎全交

- ・山川義保、西岡信之他13名

宮古島での自衛隊ミサイル配備・弾薬庫建設計画に関する
経済産業省の保安審査を求める請願書

政府は、宮古島への陸上自衛隊の地対艦ミサイル・地対空ミサイルの配備計画について、地元住民への説明を十分行わないままそれを実施し工事を開始している。計画によると航空自衛隊基地のある野原部落は、千代田カントリークラブの陸自駐屯地が完成されると基地と基地の間に挟まるという事態が想定される。また保良の弾薬庫予定地は、民家から200メートルも離れていない。火薬庫などの爆発事故を想定した危険性評価に関する経産省の規定で実証実験が求められているが、防衛省はこれを実施してはいない。

私たちは、2017年11月13日防衛省への請願・要請行動に取り組んだ。また同年11月19日、以下の質問を行った。

質問…防衛施設設営の際の民間居住地との距離について

防衛省、自衛隊において駐屯地などの新たな防衛施設の設置、建設の際に、近隣の民間居住地との距離をどの程度、離さなければならないかの内部基準を設定しているか。その場合、設置する施設の事務所棟、隊舎、通信施設、飛行場、弾薬庫、射爆場など使用目的によっても基準の違いを設けているか。

防衛省(防衛省整備計画局施設技術管理官付 齊藤修一氏)は、12月11日に電話により以下の解答をした。

回答…「新たな防衛施設などの設置建設する際の近隣の民間居住地との距離に係る独自の基準は設けておりません。」

※以下、回答に付随する説明の大意。

弾薬庫の建設について防衛省独自の基準はない。消防法とか火薬類取締法など関係法令に照らして設置することになる。例えば火薬類取締法では、ある一定量の爆薬の保有の場合は、市街地の家屋からの距離が定められている。具体的には、例えば40トン以下は保安距離550メートル以上など。

弾薬庫などの建設に関する一般市民の家屋や建築物との距離についての内部基準は、関係法令に基づき建設計画を策定している。一般家屋との距離については、防衛施設の敷地からの距離ではなく、弾薬庫建屋からの距離になる。火薬量に関して、火薬庫の設計についての内部基準(建屋の強度、コンクリートの厚さ、免震規定)はあるが、機密事項なので申し上げられない。

防衛省の回答によれば、弾薬庫の建設については一般の関係法令しか基準がないということになる。そして、宮古島に新たに建設される弾薬庫についての関係法令は、火薬類取締法であり、火薬類取締法施行規則第4章貯蔵第23条(保安距離)「火薬庫は、第二項から第六項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない」との規則により、貯蔵火薬類の種類・保安物件の種類及び保安距離などが爆薬量によって定められることになる。

防衛省による新たな弾薬庫建設に関する規定が火薬類取締法しかないという現状を踏まえたとき、所管となる貴省の判断は極めて重要である。

ジュネーブ条約では軍民分離原則が定められ、アメリカなどでも居住地の近隣に軍事施設・弾薬庫はない。昨年、ウクライナで弾薬庫爆発が起きた。弾薬庫建設予定地の保良地区住民は、住宅地から約200メートルしか離れおらず、住民の生存権が侵害されている。防衛省は、法律に基づき弾薬庫建設計画に関する詳細を貴省に報告し、認可を求めなければならないと考える。

これらの状況を勘案し、以下、請願するとともに質問する。

【請願要旨】

1. 経済産業省は、火薬類取締法に基づき防衛省から宮古島弾薬庫建設計画に関する詳細を提出することを求めること。また弾薬庫建設が、関係法令に基づき保安距離が適正であるかの判断を行うとともに、これを公表すること。
 - ➡ 防衛省から自衛隊の弾薬庫建設計画の申請が提出されれば、火薬類取締法施行規則に基づき審査を行うが、申請がなされていない事案についての事前審査をすることはないしまた事前審査をする予定はない。
 - 経済産業省への申請と許可なしに弾薬庫の建設が行われることはない。必ず申請が出されている。
2. 宮古島に配備予定の地对艦誘導弾と地对空誘導弾、追撃砲弾について、弾薬庫の安全性を確認し、保安距離を決定するための実証実験を行うこと。
 - ➡ 防衛省から自衛隊の弾薬庫建設計画の申請が提出されれば、火薬類取締法施行規則に基づき審査を行う。また火薬類の種類と量に関する実証実験を随時行っており、配備される誘導弾の実証実験をする必要はない。
 - 毎年、弾薬庫については、経産省から提出された計画が順守されているかどうかの保安検査を行っており、問題はない。申請と違う運用がされていれば、それは法令違反であり直ちに施設の使用はできなくなる。
3. 以上が行われない場合、経済産業大臣から防衛大臣に建設計画差し止めを意見すること。
 - ➡ これまでから防衛省は、法令に基づいた手続きが行われており、弾薬庫の建設計画を差し止める必要はない。

【質問事項】

1. 平成30年4月2日、経済産業省から、毎年実施されている火薬類保安技術実験において、平成29年度には、火薬類の種類に応じた保安距離の見直しのための実験を実施したが、ミサイル関連の実証実験は行っていないとの回答があった。

宮古島に配備予定の地对艦誘導弾と地对空誘導弾、追撃砲弾について、弾薬庫の安全性を確認し、保安距離を決定するための実証実験を過去に行ったことはあるか。

ないのであれば、今後実証実験を行う予定はあるか。

➡ 誘導弾ミサイルの個別の実証実験はしたことはないし、今後も予定していない。弾薬庫に貯蔵される火薬類の種類と量によって保安の基準が定められており、法令に基づいた運用がされている。

2. すでに自衛隊が保持している各種のミサイルについて、弾薬庫の安全性を確認し、保安距離を決定するための実証実験を過去に行ったことはあるか。

ないのであれば、今後実証実験を行う予定はあるか。

➡ 同じく、誘導弾ミサイル等の個別の実証実験はしたことはないし、今後も予定していない。弾薬庫に貯蔵される火薬類の種類と量によって保安の基準が定められており、法令に基づいた運用がされている。

3. もしミサイル関連の実証実験を行ったことがないのであれば、火薬類取締法施行規則第23条にある保安距離の規定にミサイルの弾薬庫を当てはめるには、安全性を保証するための科学的な根拠がないと言える。経産省の見解を求める。

➡ あくまでも火薬の種類と量によって保安基準が定められている。薬量の種類や危険な状態になった場合のリュウデンベルグ論文などもあるが、現在の火薬類取締法で安全は保証されている。

4. 昨年、ウクライナで弾薬庫爆発が起きたことを受け、弾薬庫建設予定地の保良地区住民は、住宅地から約200メートルしか離れていない場所への弾薬庫建設計画について、大きな不安を感じている。

経産省において「ミサイル弾薬保管の国際的基準の比較」等を行う予定はあるか、回答願いたい。

又、行う予定のあるなしに関わらず、行う必要性について、経産省の見解を求める。

➡ 外からの攻撃があった場合などについては、経産省の管轄というより防衛省の問題であり、経産省としては法令に基づいた審査と保安を行っているため技術基準上の問題がなければ国際的な比較を行う必要はない。

以上、請願項目と質問事項1～4について、6月11日の要請・請願行動の際に経済産業省の見解と回答を文書で求める。

➡ 文書での回答はできない。

◎経済産業省の主張と論点

- 1、弾薬庫建設の計画が提出されれば、法令に基づき審査し保安基準に適合しているか判断しており、問題はない。
- 2、誘導弾ミサイルなどの実証実験は必要ない。あくまでも火薬の種類と量だけが保安基準。

◎全交からの追及と批判点

- 1、軍事施設であり攻撃された場合の被害の状況を考えなければ安全とは言えない。
- 2、ジュネーブ条約に軍民分離原則があり、文民の居住施設の近傍に軍事施設は作れない。
- 3、弾薬庫など軍事施設も火薬類の種類と量だけで判断するのは問題。ウクライナな大事故が起こればどうするか。